



振 込 希 望 口 座	1 金融機関	① 金融機関コード		② ○ ○		銀行	○ ○	店・本店 支店 出張所
	③ 支払区分	※		信連・信漁連		農協・漁協		本所・支所 本店・支店
	④ 預金種別	⑤ 口座番号	⑥ 口座名義	ケンボ		タロウ		健保太郎

① ご希望の振込金融機関について記入してください。

② ①、③の欄は、ご希望の振込金融機関口座の銀行・支店名等及び預金種別を記入してください。ゆうちょ銀行の口座へお振込みを希望される場合は、ゆうちょ銀行と店名（支店名）を必ず記入してください。

③ 口座番号欄は左づめで、大きくはっきりと記入してください。ゆうちょ銀行の口座へお振込みを希望される場合は、従来の口座番号（記号・番号（13桁））ではなく、振込専用の新しい口座番号（7桁）を記入してください。

④ 口座名義の氏名、フリガナを大きくはっきりと記入してください。なお、「口座名義」が被保険者（申請者）と異なる場合は、⑤の「受取代理人の欄」の記入が必要です。

給付金に関する受領を代理人に委任する（申請者名義以外の口座に振込を希望される）場合に記入してください。

受 取 代 理 人 の 欄	⑤ 受取人情報	本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。		平成 年 月 日
	代理人の氏名と印	住所	被保険者（申請者）	氏名
	代理人の住所	（フリガナ）	委任者と代理人との関係	電話

⑤ 給付金の受け取りを代理人に委任する場合は、「受取代理人の欄」に必要事項を記入してください。受取代理人の欄の被保険者及び受取代理人の⑥は必ず押印してください。（受取代理人の⑥は、被保険者の⑥と別の印鑑で押印してください。）

負傷原因記入欄 初回申請時のみ記入してください。

被 傷 者 が 記 入 す る と こ ろ	⑥ 負傷の原因について記入してください。（該当する□にチェック（☑）してください。）	⑦ 受診した医療機関
	1. だれが・いつケガ（負傷）をしましたか。 氏名 健保 花子 平成 21 年 7 月 5 日（日 曜日） □ 午前 ・ ☑ 午後 8 時 30 分頃	7. 診療を受けた医療機関名とその期間等 医療機関名 品川〇〇総合病院 平成 21 年 7 月 ~ 平成 21 年 7 月 ☑ 治癒 ・ □ 治療中
	2. ケガ（負傷）をした日は次のうちのどの日でしたか。 □ 出勤日 ・ ☑ 休日（定休日・休暇含む） □ その他（ ）	8. 負傷したときの状況（原因）を具体的に記入してください。 買い物に出かけ、駅からデパートへ向かう途中で転倒し、左肩を強打した。

⑥ 傷病の原因が負傷（ねんざ、打撲、骨折、擦傷、打ち身など）の場合は、「負傷原因記入欄」に必要事項を記入してください。傷病の原因が病気の場合は記入不要です。

⑦ 負傷した原因が、第三者によるもの場合、「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。詳しくは全国健康保険協会各支部にお問い合わせください。

⑧ 負傷したときの状況をなるべく詳しく（具体的に）記入してください。

社会保険労務士の提出代行者印

平成 21 年 8 月 21 日提出

## 1. 高額療養費を受けるためには

1ヵ月の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、超えた額が「高額療養費」として支給されます。

## 2. 高額療養費の「自己負担額」について

- ① 保険医療機関等の窓口で支払った保険診療にかかる自己負担額に限られます。入院時食事負担や個室料等の保険外負担額は自己負担額には含まれません。
- ② 自己負担額は受診者別、医療機関別、医科・歯科別、入院・通院別、旧総合病院では診療科別にそれぞれ算出されます（通院の場合は調剤分との合算）。それぞれに21,000円以上のもの（70歳以上の方は受診者別、入院・通院別に全ての自己負担額）が合算の対象になります。

## 3. 世帯合算について

同一世帯で同一月に複数の自己負担額がある場合に、世帯で合算して自己負担限度額を超えたときは、超えた額が高額療養費として支給されます。なお、ここでいう世帯とは被保険者とその被扶養者のことをいいます。

## 4. 高額療養費の「自己負担限度額」について

自己負担限度額は、被保険者の所得区分によって分かります。

### 【70歳未満の方の自己負担限度額】

所得区分	自己負担限度額	多数該当（※2）
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円+ (総医療費-500,000円) × 1%	83,400円
一般所得者	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円
低所得者（※1）	35,400円	24,600円

※1 低所得者・・・市区町村民税が非課税の方、または、低所得者の特例による高額療養費の支給を受けることにより、生活保護を必要としなくなる方

※2 多数該当・・・診療月以前1年間に、3回以上高額療養費の支給を受けた（受けられる）場合は、4回目から自己負担限度額が軽減されます。

### 【70歳以上の方の自己負担限度額】

所得区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得者（※1）	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% <多数該当 44,400円>
一般所得者（※2）	24,600円	62,100円 <多数該当 44,400円>
低所得者Ⅱ（※3）	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ（※4）		15,000円

※1 現役並み所得者・・・標準報酬月額が28万円以上であって、かつ年収が単身世帯の場合383万円以上、複数世帯（70歳以上75歳未満の被扶養者を対象）の場合520万円以上の方。ただし、被扶養者が後期高齢者（長寿）医療制度に加入したことにより、単身世帯となった場合に、その被扶養者であった方の収入と合せて520万円未満であれば一般所得者となります。

※2 一般所得者の自己負担限度額・・・平成20年4月から2年間は、外来（個人ごと）は12,000円、外来+入院（世帯ごと）は44,400円に据え置き

※3 低所得者Ⅱ・・・市区町村民税が非課税の方、または、低所得者Ⅱの特例による高額療養費の支給を受けることにより、生活保護を必要としなくなる方

※4 低所得者Ⅰ・・・市区町村民税が非課税の方で、所得が一定基準以下の方

## ■計算例

70歳未満の被保険者で所得区分が一般、70歳未満の被扶養者がいる場合で、

- 被保険者・・・入院医療費 ①200,000円（自己負担額②60,000円）
- 被扶養者・・・通院（歯科）医療費③100,000円（自己負担額④30,000円）
- ・・・通院（眼科）医療費⑤ 50,000円（自己負担額⑥15,000円）

自己負担額90,000円（②+④） - [80,100円+ (医療費300,000円（①+③） - 267,000円) × 1%] = 9,570円（**高額療養費支給額**）

※ 被扶養者の方の通院（眼科）は、自己負担額（⑥）が21,000円未満のため、合算の対象になりません。

## 留意事項

1. 申請書は診療月ごとに作成してください。
2. ②欄～⑤欄は70歳未満の被保険者、被扶養者に関して、同一月に医療機関別、入院・通院別に21,000円を超える自己負担が複数ある場合には、それぞれ記入してください。70歳以上の被保険者、被扶養者に関しては、同一月に医療機関別、入院・通院別に全ての自己負担額を記入してください。
3. ⑧欄は他の公的制度により医療費の自己負担相当額またはその一部の支給を受けられるかどうかについて、「受けられる」「受けられない」のいずれかを「○」で囲み、受けられる場合は、次に掲げる制度のうち該当するものの記号（「その他」の場合は具体的制度名）を記入してください。また、自己負担相当額の一部について費用徴収されたか否かについて、「有」「無」いずれかを「○」で囲んでください。
  - ア. 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」による一般疾病医療費の支給
  - イ. 「児童福祉法」による育成医療の給付等
  - ウ. 「予防接種法」による医療費の支給
  - エ. 「障害者自立支援法」による自立支援医療の給付
  - オ. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」による医療の給付
  - カ. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」による医療の給付
  - キ. 「麻薬及び向精神薬取締法」による医療の給付
  - ク. 「母子保健法」による養育医療の給付等
  - ケ. 「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」による医療費の支給
  - コ. 「沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」による医療費の支給
  - サ. 「身体障害者福祉法」の指定医療機関における医療の給付
  - シ. 「特定疾患治療研究事業」による医療の給付
  - ス. 「毒ガス障害者救済対策事業」による医療費の支給
  - セ. 「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業」による医療の給付
  - ソ. 「水保病総合対策費の国庫補助」による療養費の支給
  - タ. 「石綿による健康被害の救済に関する法律」の医療費の支給
  - チ. その他
4. 上記の制度により自己負担相当額の支給を受けられる場合は、この高額療養費は支給されません。
5. ⑧欄の費用徴収が「有」の場合は、徴収された費用の額を証明する領収書等を添付してください。

## 添付書類について

1. 市区町村民税が非課税の方は、⑦欄に市区町村長から証明を受けてください。  
証明を受けられない場合は、次のいずれかを添付してください。
  - (1) 療養のあった月の属する年度（4月から7月診療分については前年度）分の市区町村民税が課税されない方  
にあっては、非課税証明書
  - (2) 療養のあった月において、生活保護法による保護を受けている方にあっては、事業主、民生委員または福祉事務所長が原本証明した保護開始決定通知書、保護変更決定通知書または保護廃止決定通知書の写し※ 同一年度（8月から翌年7月までの間）内において、すでに非課税証明書を提出している場合は、同一年度内の申請に際して、非課税証明書の添付は不要です。
2. 療養費払に係る高額療養費の支給申請は、その療養費の支給申請と併せて行ってください。  
※ 健康保険が適用された柔道整復師、あんま、はり、きゅう等の施術で支払った自己負担相当額も該当します。
3. 被保険者が亡くなられ、ご遺族の方が請求する場合、被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等を添付してください。ただし、被扶養配偶者が請求者の場合は、「戸籍謄本」等の添付は不要です。

入院の場合には、事前に申請することで保険医療機関等での窓口負担が軽減されます。また、貸付制度もあります。

### ■ 入院時の窓口負担の軽減

- 70歳未満の上位所得者・一般所得者の方

事前に「健康保険限度額適用認定申請書」を提出することにより発行される「健康保険限度額適用認定証」と被保険者証を併せて保険医療機関等窓口で提示することで、窓口での負担は自己負担限度額までとなります。

- 市区町村民税が非課税などによる低所得者の方

事前に「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を申請することにより発行される「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」と被保険者証を併せて保険医療機関等窓口で提示することで、窓口での負担は自己負担限度額までとなります。

- ※ 70歳以上の上位所得者・一般所得者の方は「高齢受給者証」で入院時の窓口負担が自己負担限度額までとなります。

### ■ 高額療養費貸付制度

高額療養費は支給決定までに診療月後3ヵ月以上かかることから、その間の家計負担の軽減を目的として、無利子の貸付制度があります。詳しくは全国健康保険協会都道府県支部までお訊ねください。